

Q 1

なぜ、21世紀は「人権の世紀」といわれているのですか？

1945（昭和20）年に成立した国際連合（以下「国連」という。）は、1948年12月10日、平和を実現するため「世界人権宣言」を採択し、人権は世界中の人々が共有する考え方となりました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めています。

この宣言に基づいて、法的拘束力をもつ26の国際条約が現在までに採択され、人権の国際基準を示しています。日本はそのうち10の条約締結国になっています。

日本が締結している主な国際条約

採択年月日	発効年月日	締結年月日	名 称
1966.12.16	1976. 1. 3	1979. 6.21	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
1966.12.16	1976. 3.23	1979. 6.21	市民的及び政治的権利に関する国際規約
1951. 7.28	1954. 4.22	1981.10. 3	難民の地位に関する条約
1979.12.18	1981. 9. 3	1985. 6.25	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
1989.11.20	1990. 9. 2	1994. 4.22	児童の権利に関する条約

そして、国連は、1994年の総会において、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、行動計画を採択しました。これは、人権の擁護・促進を目指す過去50年間の世界的な集大成ともいえるものです。

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になっています。

このような意味で、21世紀は「人権の世紀」と呼ばれているのです。

「人権教育のための国連10年」行動計画の目的

- a 人権と基本的自由の尊重の強化
- b 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- c すべての国家、先住民、及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダーの平等並びに友好の促進
- d すべての人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
- e 平和を維持するための国連の活動の促進

これを受けて我が国でも、国内行動計画を決定し、人権教育を推進するための具体的取組が行われています。

		国	栃木県
人権教育のための国連10年	1995	1996 (H8) 人権擁護施策推進法 1997 (H9) 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 1999 (H11) 人権擁護推進審議会答申 (第1号答申：教育及び啓発に関する基本的事項)	
		2000 (H12) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 2001 (H13) 人権擁護推進審議会答申 (第2号答申：人権救済制度について)	2000 (H12) 栃木県人権・同和問題意識調査 2001 (H13) 栃木県人権教育・啓発推進行動計画 栃木県同和对策審議会意見具申 栃木県人権教育基本方針
	2004	2002 (H14) 人権教育・啓発に関する基本計画	

人権教育を進めるに当たって

「人権教育のための国連 10 年」を定めた国連総会の決議では、

人権教育は、単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をすべての社会で確立するため、生涯にわたってその方法と手段を学ぶことである。

と述べられています。

このように、人権教育を生涯学習の観点から幅広くとらえる必要があります。そして、人権という普遍的文化を世界に築き、社会のすみずみまで人権をしっかり根付かせていくことが大切です。

また、人権教育を具体的に進めていくには、右のように人権教育を総合的にとらえていくことが必要です。



『人権の窓（小学校保護者用）』県教委総務課 H14.12



栃木県では、上の図のように3つの観点から人権教育を推進しています。

右のような世界の人権教育の考え方が、栃木県の人権教育のとらえ方に生かされていますね。それでは、同和教育で培ってきた成果をもとに、どのようにして人権教育へと発展的に再構築されてきたのか、社会教育において今後どのように取り組んでいったらよいのか、次のページから詳しく考えていきましょう。

人権という普遍的文化を築くために

「わたし（自己理解） あなた（他者理解） わたしたち（共生）」というプロセスを大切にする。

知識から価値・態度・技能をはぐくみ、行動に導く。

セルフエスティーム、感性からのアプローチ、参加型学習の導入を図る。

参考 『人権啓発への展望』総務庁長官官房地域改善対策室 1996

人権教育をとらえるために

人権についての教育

Education on/about Human Rights

「人権とは何か」について学ぶこと。人権を守り育てていく人間を育成していくために、人権についての基本的考え方、実現させるための方法。

人権としての教育

Education as Human Rights

教育を受けることそのものが人権であり、様々な理由から教育の機会を奪われてきた人々に対して教育を保障すること。

人権のための教育

Education for Human Rights

何のための人権教育かという目的が明確であること。人権を守り促進する社会や個人を育てるため、人権擁護・確立に向けた主体的な力となる態度や技能を身に付けることが大切となる。

人権を通じた教育

Education in/through Human Rights

人権教育は、その学習過程そのものも人権が守られた状況の中で展開されるべきであるということ。教育に参加するすべての人たちの人権が尊重される環境と雰囲気づくりが大切となる。

参考 『人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書』
人権感覚育成プログラム研究開発実行委員会 2002

Q 2

人権教育の基本的考え方を踏まえて、社会教育ではどのように取り組んでいったらよいですか？

人権教育を進めるに当たり、まず、栃木県において 29 年間取り組んできた同和教育の成果を確認するとともに、どのように人権教育へと移行してきたのか理解することが大切です。



栃木県における同和教育から人権教育への経緯とは

本県における同和教育は、昭和 49 年に取組を開始し、「同和教育基本方針」及び「同和教育の推進について」に基づき、すべての学校すべての地域において組織的・計画的に推進してきました。

さらに、平成 8 年 5 月の地域対策改善協議会の意見具申、同年 9 月の県同和对策審議会の意見具申を受けて、平成 9 年からは、同和問題を人権問題の柱としてとらえ、人権に関するあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもたせながら、一人一人を大切に
する人権尊重を貫く教育として同和教育を推進してきました。



栃木県人権・同和问题意識調査 [H12 調査]

栃木県人権教育・啓発推進行動計画 [H13.3.21]

県民一人ひとりに、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、「様々な場」を通じて人権教育・啓発を推進する。

とちぎ教育振興ビジョン [H13.3]

今後は、これまでの同和教育で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題をはじめ、人権にかかわる様々な問題の解決を目指し、人権を尊重する教育を積極的に推進していく必要があります。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について(意見具申)[H13.10.3]

学校や地域の実情を踏まえるとともに、教育の中立性と主体性が守られるよう留意しながら人権教育を積極的に推進し、人権の共存が図られ、共生社会の実現されることを強く望むものである。



同和教育から人権教育へ発展的に再構築

県教育委員会では、平成 13 年 11 月 6 日、「栃木県人権教育基本方針」を決定し、人権尊重の精神の涵養を目的として人権教育を推進していくことにしました。また、これまで取り組んできた同和問題については、人権教育の中で取り上げる様々な人権問題の中でも重要なものとしてとらえ、残された課題解決に向け、より一層工夫しながら効果的に取り組んでいくことになりました。また、平成 14 年 3 月、県教育委員会では、人権教育がすべての学校、すべての地域で円滑に推進されるよう、指導者用の手引書として「人権教育の手引」を作成しました。



人権教育のスタート

栃木県人権教育基本方針とは

つぎに、栃木県人権教育基本方針で述べられている基本的な考え方を理解することが大切です。



栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

人権とは

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味する。

人権尊重の理念とは

自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方ととらえる。

人権尊重の精神の涵養とは

一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくことである。

解説のため _____ を付した。

様々な人権に関する課題とは

同和問題	女性
子ども	高齢者
障害者	アイヌの人々
外国人	
HIV感染者やハンセン病患者等	
刑を終えて出所した人	
犯罪被害者等	
インターネットによる人権侵害	
その他	

生涯学習の観点に立つとは

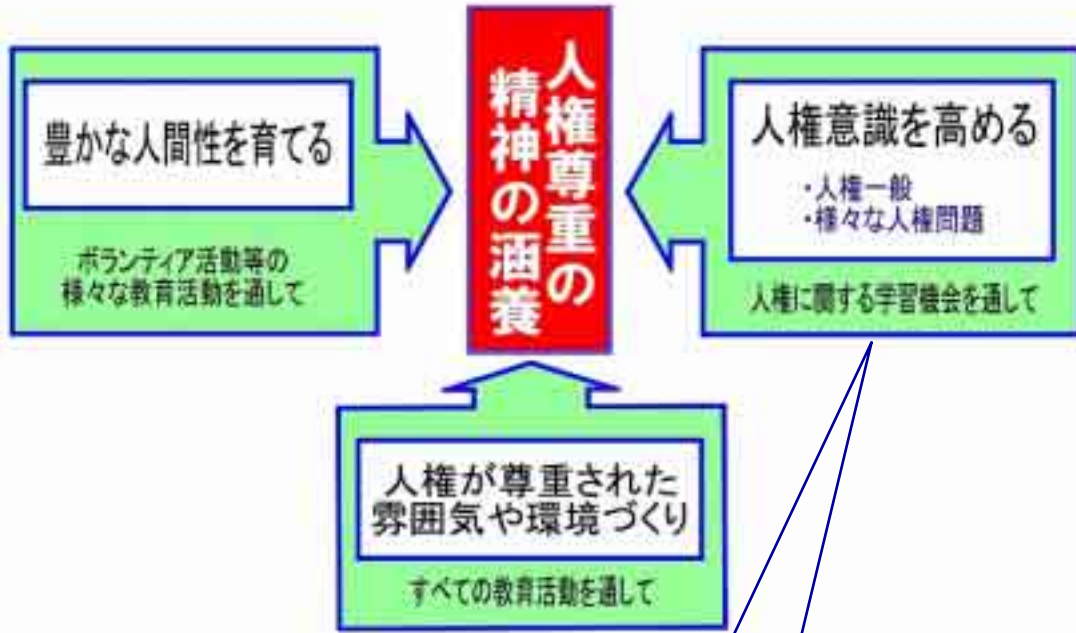
人権教育の推進は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、思いやりにも満ちた差別のない明るい地域づくりの視点から行わなければならない。そのためには、人権教育を生涯学習体系に位置付け、生涯各期に合った学習内容と方法、学習の場が工夫されなければならない。

人権教育とは

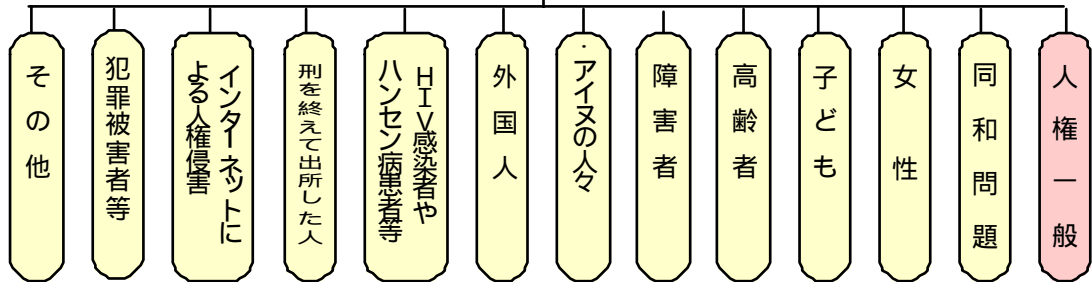
つぎに、人権教育の目的、内容、方法について理解することが大切です。そのためには、同和教育から人権教育にどのように発展的に再構築されてきたかを知ることが重要です。



人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動



人権意識を高めるための主な学習内容

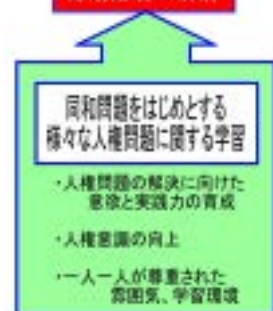


同和教育は

法もとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく存在する不合理な部落差別をなくし、人権尊重を貫く教育

県同和教育基本方針から抜粋
昭和51年 2月2日決定
平成 9年11月4日改正

部落差別の解消



社会教育で取り組むために

社会教育において人権教育の目標を達成していくためには、生涯各期における人権教育の目標を見据え、生涯学習の観点に立って、学校教育と相互に連携を図りながら、以下の努力目標の達成に努めながら人権教育を推進していくことが大切です。

【社会教育における努力目標】

- ア 人権教育を生涯学習推進計画等に適切に位置付けるとともに、推進体制の整備・充実に努める。
- イ 幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たす家庭教育の充実に努める。
- ウ 公民館等の社会教育施設において、人権に関する学習を取り入れた学級・講座を開設したり、ボランティア活動等の体験活動の機会を充実したりするなど、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の提供に努める。
- エ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、参加体験型学習や身近な課題を取り上げるなど、学習意欲を高めるような人権に関する学習プログラムの開発に努める。
- オ 人権教育を推進する指導者を計画的に養成するとともに、指導者の人権感覚を磨くなど、資質の向上を図るための研修を充実し、その活用を図るように努める。
- カ 学校教育との連携を図り、人権教育を総合的かつ効果的に推進できるように努める。

推進体制の整備・充実・・・○ 6で
 家庭教育の充実・・・○ 7で
 多様な学習機会の提供・・・○ 8で
 学習プログラムの開発・・・○ 9で
 指導者の養成・・・○ 10で
 総合的推進・・・○ 11で

人権教育の目標

- 〔幼児〕
人権尊重の精神の芽生えとしての感性や望ましい人間関係をつくろうとする基礎的な態度を育てる。
- 〔小学生〕
豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。
- 〔中学生〕
豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てる。
- 〔高校生〕
義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。
- 〔成人〕
人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。
- 〔成人（保護者）〕
学校で推進する人権教育を理解し、家庭において支え深めていけるよう、人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。
- 〔成人（高齢者）〕
様々な人権問題を正しく認識し、差別のない明るい地域づくりの相談役・指導的な役割を果たせるよう、人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。

このように、社会教育において人権教育を進めていくためには、生涯学習の観点に立った目標の設定、学習内容の構成、学習手法の採用が重要となってきます。

そこで、Q3で生涯各期における学習課題の設定について、Q4で人権学習を進める活動の在り方について詳しく述べていきます。

また、幅広い人権に関する学習を通して、様々な人権問題の解決に向けて日常生活の中で具体的な実践や行動につなげていくことが求められています。Q5でそのためのポイントとなる実践的な人権意識の育成について解説していきます。



Q 3

生涯各期の目標を達成するために必要な学習課題をどう設定したらよいですか？



人権に関する学習は、人生をよりよく生きるための生涯を通じた学習です。そのためには、ライフサイクルに応じた生涯各期の人権教育のねらいを明確にしなが、学習課題を設定し、学習内容の系統化を図ることが大切です。

学習内容を明確化するには、生涯学習の観点に立って、いくつかの段階や視点で学習課題を整理する必要があります。その具体例として以下のような内容で整理することができます。

学習者・学習内容・学習方法を網羅的に把握する段階

- ・ 生涯学習の観点に立ち、網羅的に把握する視点

特定軸を設定し、その軸にしたがって横断的につないでいく段階

- ・ ライフサイクルをもとに生涯各期を基準として整理する視点
- ・ 学ぶべき人権問題を基準として整理する視点
- ・ 特に学習の必要な対象者を基準にして整理する視点
- ・ 地域ごとの課題に基づいて整理する視点

人権学習の中心的方向を明らかにする段階

- ・ 日常生活の中で行動に結びつく実践的な人権意識を育てる視点

ライフサイクルをもとに生涯各期に人権教育の目標を位置付ける

ある人間が生まれてから死ぬまでの間の過程をライフサイクルという言い方をします。人生は質的に異なるいくつかの時期から成り立っています。生涯各期の区分は、必ずしも固定したものではなく、「人権教育の手引」では、以下のように対象者を踏まえながら、人権教育の目標を設定しています。

幼児期	青少年期		成人期	高齢期
幼児	小学生	中学生	成人	
		高校生	(保護者)	高齢者

初等中等教育を修了した青年は、成人に含めています。

関連付けをしながら対象者に必要な学習課題を整理する

学習内容は、属性ごと、つまりある一定の共通性をもった人間の集合体ごとに考えていかなければなりません。その際、適切な時期に達成されなければならない課題である発達課題と人権教育との関連を考慮しながら学習課題を設定することが大切です。

また、対象者が置かれた立場から学習課題を整理することも必要です。親と子、子と孫という家族関係や、地域における役割なども構成要素となります。成人の中に保護者と高

年齢とを分けて目標があるのはそのためです。

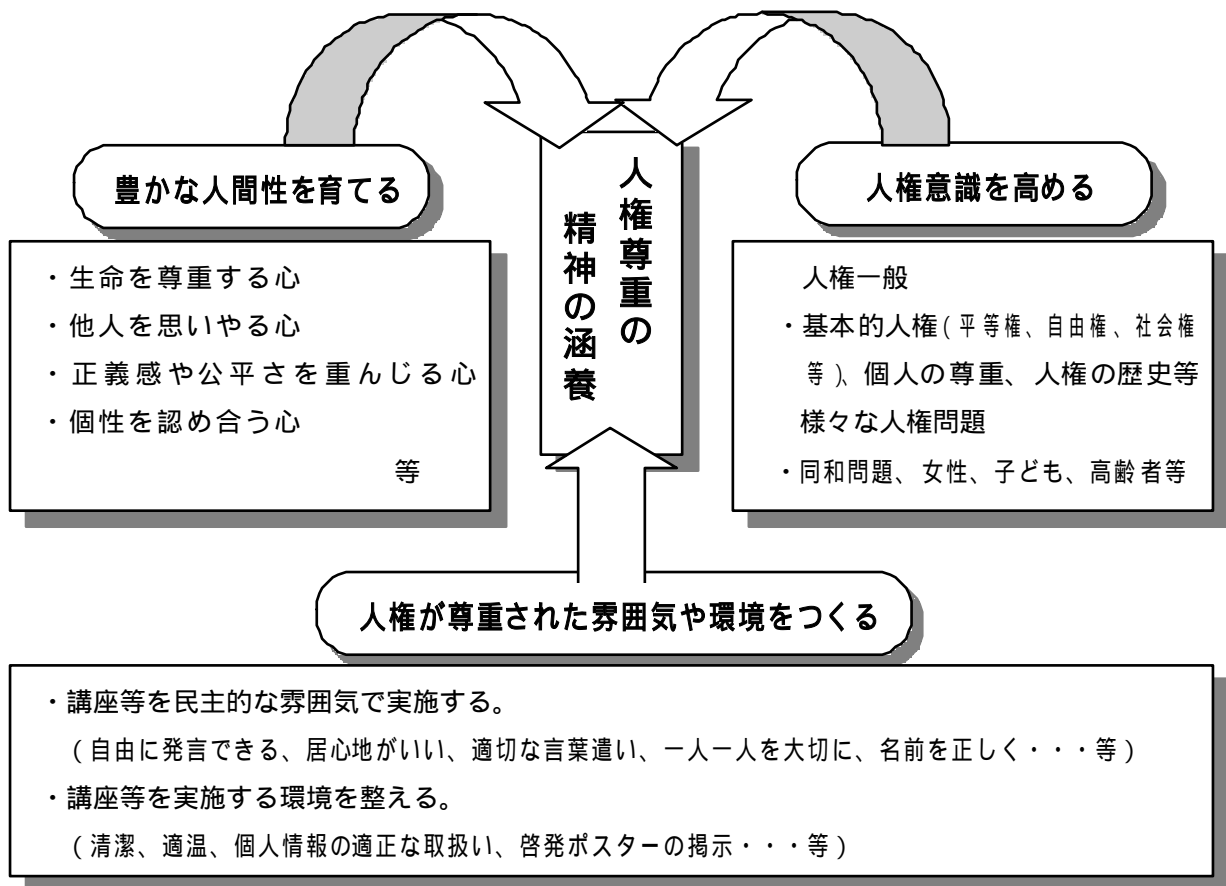
下記に示す一覧表は、ほんの一例に過ぎません。様々な要素と関連付けを行うことが、学習内容の系統化につながっていきます。

		人権教育の目標	主な学習課題	
幼児期	幼児	人権尊重の精神の芽生えとしての感性や望ましい人間関係をつくらうとする基礎的な態度を育てる。		<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で善悪の区別をつける 自然に親しみ、動植物へのやさしい心をもつ 自然体験・社会体験・ボランティア活動に積極的に参加する 郷土文化の継承を通して、郷土を愛する心をもつ 友達と仲良く遊ぶ 手伝いをする 国際交流を図り、外国の文化や外国人の立場を尊重する
	小学生	豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。		<ul style="list-style-type: none"> 生命あふれるものに触れ、生命尊重の心をもつ 差別をしない心構えをもつ 自然環境に対する理解を深め、環境保護に積極的に取り組む 友の尊さを理解し、正しい人間関係を築く 親や祖父母の生き方に学び、勤労の尊さを知る
青少年期	中学生	豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てる。	人権問題についての正しい理解を通して、差別のない共に生きる社会づくりに努める	<ul style="list-style-type: none"> 差別の実態についての認識を深め、偏見を取り除く 自然環境に対する理解を深め、環境保護に積極的に取り組む
	高校生	義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。	人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者となる。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとの健全育成や明るい地域づくりに努める 郷土の文化を若者に継承し、新しい文化の創造に努める PTA・自治会活動等を通して、地域での人間関係を深める 豊富な知識や経験を社会のために役立てる 国際感覚の上から立って、平和な社会づくりに努める
成人期	保護者	学校で推進する人権教育を理解し、家庭において支え深めていけるよう、人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者となる。	人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとの健全育成や明るい地域づくりに努める 郷土の文化を若者に継承し、新しい文化の創造に努める PTA・自治会活動等を通して、地域での人間関係を深める 豊富な知識や経験を社会のために役立てる 国際感覚の上から立って、平和な社会づくりに努める
	高齢者	様々な人権問題を正しく認識し、差別のない明るい地域づくりの相談役・指導的な役割を果たせるよう、人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。	人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとの健全育成や明るい地域づくりに努める 郷土の文化を若者に継承し、新しい文化の創造に努める PTA・自治会活動等を通して、地域での人間関係を深める 豊富な知識や経験を社会のために役立てる 国際感覚の上から立って、平和な社会づくりに努める

Q 4

社会教育で行われる学習に必要な「人権教育の視点」とは？

人権教育の内容は、下の図に示すように、豊かな人間性を育てること、人権意識を高めること、さらにこれらを支えるものとして、人権が尊重された雰囲気や環境づくりを行うことの3つの観点から構成されています。これらの3つの取組が相まってこそ、人権尊重の精神の涵養を図ることができるものであり、どれか1つに取り組みばよいというものではありません。



それでは社会教育の場面では、この3つの内容についてどのように取り組めばいいのですか？



豊かな人間性を育てるための学習

豊かな人間性

生命を尊重する心
他人を思いやる心
正義感や公正さを重んじる心
個性を認め合う心
自然や美に感動する心 等

豊かな人間性を育てることは、左の表に例示したような内容を身に付けることであり、社会教育の場面では、社会奉仕体験、自然体験、交流活動等の学習活動の充実が求められます。豊かな人間性はすべての事業すべての講座においてはくまられるものであり、人権について直接取り上げていない講座においても、豊かな人間性を身に付けるという視点で事業を実施することは、人権教育を推進する上で重要なことです。

人権意識を高めるための学習

人権意識を高めるには、人権一般や様々な人権問題についての学習活動を通して、人権に関する知識や技能・態度を身に付けることが大切です。「人権に関する学習」といった場合には、一般的にこの内容を主とした学習を指すことになります。

したがって、この内容については社会教育・生涯学習主管課において予算措置をして、各種講座や事業をしっかりと実施していくことが求められます。

人権感覚と人権意識

人権感覚とは、人権の大切さや価値、人権が擁護され実現されている状態を感知し、これをよしとし、反対に、これが侵害されている状態を感知してこれを許せないとするような価値志向的な感覚であり、人権意識とは、「人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識」と言えます。

これらの関係を整理すると次のようになります。

人権感覚と人権意識

[人権感覚]

人間だれにも保障されている基本的人権が、偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったとき、“いち早くその不合理性・不当性に気付く感覚(センス)”である。

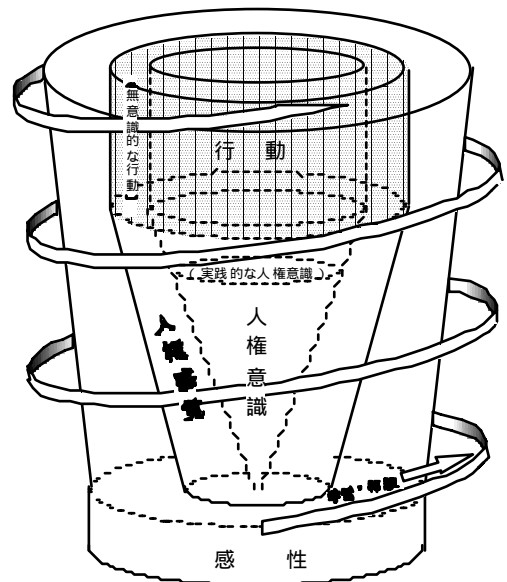
[人権意識]

豊かな人間性を基盤に磨かれた人権感覚と人権にかかわる学習で得た知識や技能が一体化し、“人権尊重の意義を理解して偏見を排除し、差別の不合理性を認識できる判断力であり、自分自身で対応しようとする意思”である。

人権に配慮した行動に至るには、学習や体験によって人権感覚が磨かれ、人権意識が高められていくことが大切です。

人権感覚や人権意識の基盤として感性があり、人間が生まれながらにもっている感性を大切にしながら豊かなものへとはぐくんでいく必要があります。

学習や体験の積み重ねによって人権感覚が磨かれれば、人権という視点で特に意識しなくても不合理性・不当性に敏感に気付くようになります（無意識的な行動）。また、人権意識の高まりとともに、実践的な人権意識が育成されれば、人権に配慮した行動へと結び付くようになります。



『小・中学校の連携を図った直接的指導資料集』 県教委義務教育課 H10.3

人権に関する学習内容の取り上げ方

人権一般についての学習内容としては、基本的人権（平等権、自由権、社会権等）、個人の尊重、人権の歴史等が挙げられます。これらの学習に当たっては、学習者のこれまでの学習状況等を考慮していく必要があります。

様々な人権問題についての学習内容としては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他が挙げられます。ここでは、地域の実情、講座等のねらいや学習者の構成などを考慮し、最も適する課題を扱うことが大切です。

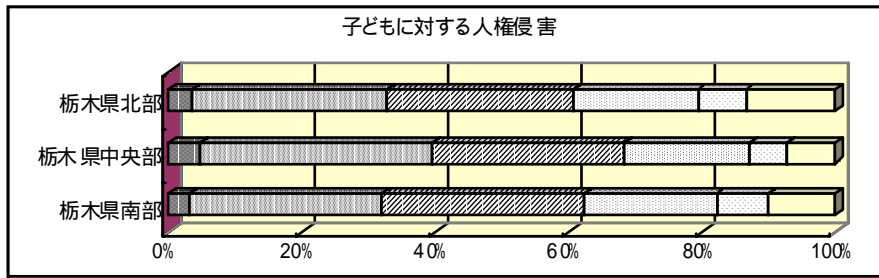
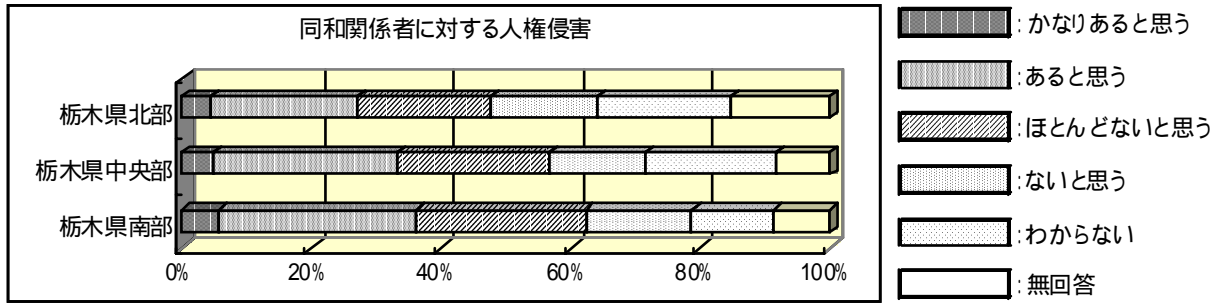
そのためには、国の答申や行動計画、意識調査などの客観的なデータ、学習者の実態等から総合的に判断し、学習プログラムの中に位置付ける必要があります。

客観的なデータで地域の状況を把握することも大切だし……。



国の答申や基本計画、県や市町村の方針にも目を向けておくことも大切ですね！

県や市町村の意識調査から



『栃木県人権・同和問題意識調査』平成12年調査 栃木県

国の答申等の情報から

世界人権宣言
 日本国憲法
 国連10年国内行動計画
 人権擁護審議会答申
 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
 人権教育・啓発に関する基本計画
 県・市町村の人権教育基本方針
 等



様々な人権問題についての学習を実施する場合に重要なことは、取り上げた人権問題についての知識と解決への意欲を高めることはもちろん、他の様々な人権問題への広がりをもたせながら人権尊重の理念について理解を深めていくことが大切です。

なお、具体的な手法については Q5 をご覧ください。

人権が尊重された雰囲気や環境づくり

人権教育は、一人一人の人権が守られた状況の中で展開される必要があります。例えば、公民館等の講座において、学習支援者も学習者も自由に意見を出し合うことができ、公正と正義に満ちた民主的な雰囲気が醸成されることが大切です。このような一人一人の人権が尊重された環境の中で学習することにより、直接人権を取り扱った講座ではなくても、人権感覚・人権意識を育てることにつながっていきます。

この人権が尊重された雰囲気や環境づくりは、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めることの取組を支えるものとして、すべての事業すべての講座において取り組まなければなりません。全職員で人権が尊重された雰囲気や環境づくりに積極的に取り組むだけでなく、職員自らの人権感覚・人権意識を高めていくことが大切です。

人権が尊重された雰囲気や環境について考えてみましょう！！

人権が尊重された雰囲気

- ・自由に発言ができますか？
- ・言葉遣いは適切ですか？
- ・受講者の疑問に答えてますか？
- ・公平に接していますか？
- ・名前を正しく呼んでいますか？
- ・一人一人を大切にしていますか？
- ・学習者の居心地は良いですか？

等



人権が尊重された環境

- ・活動に十分な広さがありますか？
- ・騒がしくありませんか？
- ・教室は清潔ですか？
- ・暑くないですか、寒くないですか？
- ・テレビ画面は、どの席からもよく見えますか？
- ・使用する教材等は足りてますか？
- ・個人情報を守られていますか？
- ・人権啓発ポスターの掲示は？

等



人権教育の視点

事業を実施するに当たっては、「人権教育の視点」を明らかにしていくことが大切です。具体的には、事業や講座の学習目標の中に「人権教育の視点」を位置付けるなどして、すべての事業の中に人権教育を機能させていくことです。そうすることで、人権教育担当者のみならず、すべての職員で人権教育を展開することができるようになります。また、年間事業計画を作成するに当たっては、すべての事業を「人権教育の視点」でとらえることで、人権教育を総合的に推進する体制を整えることができるようになります。

学習展開計画の中に人権教育の視点を位置づけた工夫例

豊かな人間性を育てる観点から人権教育の視点を位置づけた例

公民館 「自然体験教室」学習展開計画		対象：10才～15才
第 2 回	学習テーマ 「森について知ろう」	
学 習 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・町の総面積の4分の3を占める森林について理解を深める。 ・ネイチャーゲームを通して参加者の親睦を図り、自然とのふれあいを深める。 	
人権教育の視点	豊かな人間性	・豊かな自然に触れることで、自然や美に感動する心を育てる。
	人権意識	
	人権が尊重された雰囲気や環境	・自由に思ったことを伝え合う雰囲気づくりに努め、一人一人の気付きを共有できるようにする。
会 場 図		

人権意識を高める観点から人権教育の視点を位置づけた例

公民館 「人権学習入門講座」学習展開計画		対象：地域住民
第 4 回	学習テーマ 「ノーマライゼーションの世の中を目指して」～障害者の人権～	
学 習 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるなしにかかわらず、だれもが共に生活できる社会（ノーマライゼーション）の実現に向け、正しい理解と認識を深める。 	
人権教育の視点	豊かな人間性	・個性を認め合う心や他人を思いやる心を育てる。
	人権意識	・障害者に対する先入観や固定観念に気付き、共生社会の実現に向けて日常生活の中で一人一人が実行できることを考え合う。
	人権が尊重された雰囲気や環境	・会場内に人権啓発ポスターを掲示し、障害者の人権について学ぶ意識付けを図る。
会 場 図		